

WHOパンデミック協定(仮称)

第12条 病原体へのアクセス及び利益配分のシステム

令和7年(2025年)10月
外務省国際保健戦略官室

「WHOパンデミック協定」(仮称)第12条では、病原体へのアクセスとワクチン・治療薬・診断薬(VTD)等の配分のためのメカニズム(Pathogen Access and Benefit-Sharing System:PABSシステム)の構築について規定している。

第12条の規定の概要

(訳語は暫定的なもの)

- ✓ パンデミックを引き起こす可能性のある病原体、その遺伝子配列情報等の迅速な共有と、それらの共有・利用から生じる利益の迅速、適時、公正かつ衡平な配分の仕組み(PABSシステム)を構築する。
- ✓ PABSシステムを管理する規定として、附属書を作成する。
- ✓ PABS附属書は、生物多様性条約及び名古屋議定書の目的と適合し、かつ、これらに反しないものとする。
- ✓ PABSシステムに参加する各製造者は、WHOと交わす契約に基づき、パンデミック緊急事態の原因となっている病原体に対するVTDのリアルタイムの生産量の20%を目標に(うち最低10%は寄付として、残りは手頃な価格で)、WHOに提供する。それらVTDの分配は、公衆衛生上のリスク及び必要性に基づき、特に途上国のニーズに注意を払うものとする。
- ✓ PABS附属書には、WHOと交わす契約に定める、能力開発及び技術支援、研究開発協力、VTDの迅速な取得の機会の促進、途上国の製造者への非独占的ライセンスの供与、当事者間で相互に合意する技術の移転等を含む追加的な利益配分の規定も含まれる。